

関係者各位

緊急事態宣言発令に伴う安全センターの対応について

(1月14日修正)

当センターの事業推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当センターでは、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令を受け、下記のとおり業務を行うことといたします。

なお、緊急事態宣言発令区域の拡大に伴い、1月15日より対象事業所に大阪支所及び名古屋事務所を含めることといたしました。

つきましては、お電話によるご連絡や、郵送物の取扱い、各種手続き、ご相談、お問合せ等にご不便をおかけすることがあるかと存じます。

何卒、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 実施内容

- (1) 在宅勤務の実施により必要最小限度の人員体制による勤務
- (2) 営業時間の短縮＝午前10時～午後4時

2 実施期間

1月12日(火) (大阪支所及び名古屋事務所については1月15日(金))より緊急事態宣言が解除されるまで実施します。

なお、状況により早期再開もしくは延長の対応を取ることがあります。

※ 営業時間外のご連絡につきましては、当安全センターホームページ内にあります「お問い合わせ先一覧」に掲載のアドレス宛にメールにてお送りいただきますようお願いいたします。

ご参考 : お問い合わせ先一覧のURL <http://www.fesc.or.jp/09/index2.html>

以上

令和3年1月14日

一般財団法人日本消防設備安全センター